

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月28日
【会社名】	株式会社遠藤製作所
【英訳名】	ENDO MANUFACTURING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 実
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県燕市東太田987番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長長谷川実は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備し運用しております。

なお、内部統制は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために業務に組み込まれ、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。

このため、財務報告に係る内部統制には、判断の誤り、不注意、共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合など、内部統制が有効に機能しない固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

当社は、「平成28年3月期 財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書」に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社エポングルフ株式会社については、金額的及び質的重要性の観点から影響が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスにおける内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね8割に達している事業拠点（計3拠点）を「重要な事業拠点」といたしました。それらの選定した重要な事業拠点における、当社及び連結子会社の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

又、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象についても個別に評価対象といたしました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、平成28年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社であるENDO STAINLESS STEEL(THAILAND)CO.,LTD.（以下「ESST社」という）において、平成21年4月からESST社の現地責任者であった元取締役（平成27年11月26日付辞任）が、その立場を利用して同社の会社資金横領の疑念が生じ、現地調査を実施したところ、平成21年から不正行為発覚までの7年間、虚偽・架空の経費計上により、自身の旅費交通費や飲食代等を不当に請求し、会社資金を私的に流用した不正行為が判明いたしました。

当社は平成27年12月15日付で、社外監査役（弁護士）を委員長とする調査委員会を設置し、現地調査を実施する等、被害金額を含む不正行為の真相解明、原因の究明、再発防止策等を検討し、平成28年1月29日、調査委員会より調査結果を記載した調査報告書を受領いたしました。

これに伴い当社は、不正行為による過年度決算への影響額を調査したうえ、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、平成23年3月期第1四半期から平成28年3月期第2四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、当社の全社的な内部統制において、コンプライアンス意識の浸透や内部統制活動が十分でなかったこと、当社グループ各社に対する監査機能が不十分であったこと等により発生したものであると認識しております。

以上のことから当社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、調査委員会による調査等によって特定され、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会からの提言を受けて、内部統制システムの強化をはじめ、以下の再発防止策を策定し順次実施しております。しかしながら、当事業年度末日までに十分な期間を確保することが出来なかったことから、改善策の一部は未了であり、内部統制の不備を当事業年度末日までに是正することが出来ませんでした。

(1) 企業風土の改革、コンプライアンス意識の醸成と浸透

コンプライアンス教育の強化
経営理念、コンプライアンス基本方針の周知徹底
コンプライアンス・リスク管理委員会の活性化

(2) 海外子会社の監査及び管理体制の強化

海外子会社の内部監査、巡回指導の強化
海外子会社の取締役会の機能強化
海外子会社とのコミュニケーションの強化
タイ駐在室の機能強化
海外子会社の幹部社員の出張等のルール化

(3) 内部統制システムの強化

内部統制の評価範囲の見直し
関係会社管理規程の見直し
執行役員制度の導入
海外子会社における内部通報制度
職務権限の見直し

(4) 人事・組織管理の強化

人事ローテーションの推進
人材の補強と適正な人材配置

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。